

特別支援学校学習指導要領とその実践

1. 知的障害のある児童生徒の学びの場

日本の知的障害のある児童生徒の学びの場として、主に特別支援学校（知的障害）と知的障害特別支援学級をあげることができる。

知的障害特別支援学級は、小・中学校等の学級の一つで、日常生活において使用される言葉を活用しての会話や身近な日常生活動作にはほとんど支障がない子供が対象となっている。その教育課程は、小・中学校等の教育課程に準ずることが原則となるが、対象となる子供の知的障害の状態等によっては、特別の教育課程を編成できるようになっている。小学校学習指導要領の第1章第4の2の（1）のイでは、特別支援学級において実施する特別の教育課程について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることや、児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されている。

特別支援学校は障害のある児童生徒が学習するための学校だが、基本的には障害種別毎に分かれており、その中に知的障害のある児童生徒が学習するための学校がある。特別支援学校（知的障害）の多くには、小学部、中学部、高等部等が設けられている。高等部には、普通科のほかに「家政」・「農業」・「工業」・「流通・サービス」・「福祉」の職業教育を主とする学科が設けられていることもある。

特別支援学校（知的障害）の教育課程は、特別支援学校学習指導要領の第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の中で、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、教科毎にその目標・内容等を示している。その目標・内容は小・中学校の学習指導要領のような学年進行ではなく、小学部は3段階、中学部2段階、高等部2段階の段階別に示され、子供の発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結びついた内容を中心に構成されていることが大きな特色である。

特別支援学校（知的障害）の教科書については、児童生徒の実態等に即したものが採択及び使用されている。特別支援学校（知的障害）用の教科書としては、文部科学省の著作による小学部及び中学部の国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されている。各教科書は、学習指導要領における知的障害者を教育する特別支援学校の各教科に示している具体的内容の各段階に対応するように作成されており、小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、2段階は☆☆☆☆☆の様に表記される。

このほかに、学校教育法附則第9条で示されているように、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができるようになっている。

2. 知的障害のある児童生徒の指導

知的障害教育は、児童一人一人の実態に応じた学習を工夫する必要がある教育であるため、教科や特別活動などの教育課程で示される基本的内容を、どのような指導で教えるかという指導の形態で説明されることが多い。

この指導の形態では、教科別の指導、道徳、特別活動、自立活動に外国語活動が加えられた内容、各教科等を合わせた指導で構成されている。

(1) 教科別の指導、

教科別の指導では、学習指導要領に示された目標・内容を学ぶことになるが、児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を考えて、一人一人扱う内容を適切に選択・組織することが必要である。また、同じ集団内に様々な実態の児童生徒がいることから、一人一人の児童生徒の知的発達段階や障害の状態等に関する実態把握を行うとともに、興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮し、取り扱う内容を個別的に選択・組織することが必要となる。また、学習活動に生活的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を段階的に指導することが特に重要である。

(2) 特別の教科道徳、外国語活動、特別活動、自立活動

道徳科は平成 27 年に領域別の指導の一領域だったが特別の教科道徳として位置づけられ、道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずるとされている。

外国語活動は、小学部において、必要に応じて設けることができることとなっている。第 3 学年以降の児童を対象としており、国語科の小学部 3 段階の目標及び内容との関連を図ることが必要とされている。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずるとされているのは、特別の教科道徳と同じである。

自立活動の目標は「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上、生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」とされており、6 区分 27 項目でその内容が示されている。

(3) 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定による各教科等の全部または一部を合わせた指導のことを指す。これは、知的障害の児童生徒の障害の特性に合わせ、児童生徒の身近な生活に関連付けた題材を中心に据え、実際的な状況のもと指導するもので、多くの知的障害のある児童生徒の学習に効果的であることからこのように示されている。その指導の例としては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されてきている。

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものとされ、生活科の内容を中心として、特別活動の学級活動など広範囲に各教科等の内容が扱われて

いる。

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものとされ、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われている。

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するもので、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが重要とされている。

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものとされている。作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。



生活単元学習で調理と同級生と会食することを題材とした指導場面